

(注)消せるボールペン、鉛筆など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

保健所記載欄		
☐ 既存IDあり		
☐ ID作成	ID	
	PW	

(宛先) 富山市保健所長

年 月 日

営業許可申請書（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ☐）

申請者	郵便番号：		電話：		FAX：	
	メールアドレス：					
	申請者住所 (法人所在地)				法人番号：	
	(ふりがな)				(生年月日) 法人の場合は不要	
営業施設	申請者の氏名 (法人名及び代表者名)				年 月 日生	
	郵便番号：		電話：		FAX：	
	メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称 (屋号又は商号)					
	(ふりがな)		資格の種類		食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く		受講した講習会		都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品					
	使用水の種類	☐ 水道水 ☐ 水道水以外	水道／専用水道／簡易専用水道 水道水以外の飲用に適する水	☐ 自動車による営業 ☐ 自動販売機による営業	車両番号： 機種：	
	HACCPの取り組み		引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型の製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
	指定成分等含有食品を取り扱う施設（食品衛生法第8条第1項関係）					☐
輸出食品取扱施設（この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）					☐	
許可の業種	申請する営業許可の業種		継続する許可の番号		飲食店営業の業態（和食店、焼肉店、居酒屋等）	
	1	新規 継続				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐			
	☐ 水質検査の結果（飲用に適する水使用の場合）		☐			
	☐		☐			
担当者	(ふりがな)		電話番号		施設の検査日（申請受理後に調整）	
	営業施設の 担当者の氏名				月 日 () AM・PM 時 分	連絡 待ち

申請者情報 (欠格事項)	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報 (管理者)	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）		
	①から⑩の製造には食品衛生管理者の設置が必要 ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな) 資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 受講した講習会 講習会名称 年 月 日		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
	ふぐの処理を行う施設		☐
	(ふりがな) 認定番号等		
備考			